

五霞町障害者計画及び障害福祉計画を策定しました

1 計画策定の趣旨と計画の期間

本町においては、社会の動向や法制度の整備にあわせ、障害者の自立と社会参加の一層の促進や障害者福祉の基盤整備の計画的推進に向けて、障害者基本法に基づく「五霞町障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「五霞町障害福祉計画」を一体的に策定します。

（「障害者基本法」は第9条第3項において、市町村に「障害者計画」を策定するよう定めています。
一方、「障害者自立支援法」は第88条において、市町村に「障害福祉計画」を策定するよう定めています。）

「五霞町障害者計画」は、平成19年度から平成28年度までの10年を計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の急激な変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
五霞町障害者計画										
第1期 五霞町障害福祉計画										
		見直し	第2期 五霞町障害福祉計画			以後も3か年毎に計画				

また、「第1期五霞町障害福祉計画」は、平成18年度を初年度とした平成20年度までの3か年計画とし、3年後の平成20年度中に見直しを行うこととします。さらに、「第1期五霞町障害福祉計画」は現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定します。

2 障害者計画の体系図（基本理念及び基本目標）

基本理念；ノーマライゼーション社会の実現

ノーマライゼーションとは... 社会的に弱者の人々の権利を可能な限りそうでない人と同じくする考え方

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定します。

基本目標 1
理解と交流の促進

基本目標 2
日常生活の支援

基本目標 3
教育と保育の充実

基本目標 4
雇用と就労の促進

基本目標 5
保健・医療の充実

基本目標 6
文化・スポーツ活動の支援

基本目標 7
福祉のまちづくりの推進

3 障害福祉計画

障害者自立支援法は、障害者の自立支援の観点から、以下の5点に整理されます。障害福祉計画では、以下の理念に基づいて、障害者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、サービス利用の見込量及び提供体制を確保する方策を盛り込みます。

障害者の福祉サービスを「一元化」

障害のある人に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供

増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障害者の就労支援を強化

支給決定の仕組みを透明化、明確化